

扉は常時開放されるようになった。）」と加え、同25行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「被控訴人市長は、前件最高裁判決が本件使用料（平成26年4月1日から同年7月24日までの分）の全額免除が違憲であると判断したこと（前提事実(5)オ(イ)）を受けて、令和3年5月、補助参加人に対し、過去に遡って、本件使用料及びその後の期間（平成28年6月分以降のもの）に係る公園使用料を請求し、補助参加人はそれを納付した（同(6)、弁論の全趣旨）。」

(9) 原判決47頁15行目から16行目にかけての「公園施設の一部の利用という世俗的、公共的な目的によるもの」を「本件施設の観光資源等としての意義や歴史的文化的価値に着目した世俗的、公共的なもの」に、同24行目の「補助参加人」を「特定の宗教」に、48頁2行目の「使用料」を「本件使用料」にそれぞれ改める。

(10) 原判決49頁25行目冒頭から50頁3行目冒頭の「また、」までを削り、同15行目の「拝所等の」から同16行目の「であって、」までを「用途に供される家屋で、当該地域の共同体的施設として、」に改める。

(11) 原判決52頁6行目の「那覇市税条例」から同10行目の「いうほかない。」までを「固定資産税の減免の該当項目のうち「公益減免」（那覇市税条例71条1項2号）と「その他減免」（同項4号）を挙げて固定資産税の減免申請をした（乙50）のに対し、那覇市担当者による調査等の結果が記載された「久米崇聖会 減免申請調査事項」と題する文書（乙51）においては、「那覇市税条例第71条1項4号および（中略）減免取扱基準第3章第2公益減免(3)「拝所、共同住宅井戸等の土地及び家屋」との記載とともに、昨年（平成30年）までは「その他減免」に基づいて減免していたものの、「地域又は不特定多数の者が利用する拝

所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの」に該当するものとして「公益減免」を適用して減免する旨の記載がされているのであるから、本件減免処分が同項2号に基づいてされたものであり、同項4号に係る記載が誤記であることは明らかである。」に、同11行目の「規程」を「規定」に、同16行目及び18行目の各「受益的処分」並びに同17行目の「本件受益処分」をいずれも「授益的処分」にそれぞれ改める。

2 控訴人らの当審における主張について

(1) 争点(2)ア（本件設置許可の違憲性）について

ア 控訴人らは、前件最高裁判決が本件土地の使用料を全額免除した処分が違憲無効である旨を判示しているからとあって、全額免除が解消されれば違憲状態も解消されるとはいえず、平成24年最高裁判決（第二次空知太神社訴訟最高裁判決）の判断枠組みに照らし、適正な賃料の支払に加え、宗教施設の縮小、祭祀の態様の変更等の判断要素についての比較衡量を通じて判断されるべきであるとし、本件では、適正な賃料の支払以外の点は改められていないから、補助参加人による宗教的儀式である釋奠祭禮の実施を容易にし、那覇市の行事であるかのような外観を付与し、もって特別の便宜を与え、援助するものというべきである旨主張する。

しかし、前件最高裁判決は、本件土地の使用料の全額免除の合憲性及び使用料に係る債権の管理の違法性に関して判断したものにすぎず、本件施設の設置につき許可を与えた行為の合憲性や本件土地に係る不動産の管理の違法性については直接の判断を示したものではないことに照らせば、本件では、後者の点（本件怠る事実）につき、改めて、口頭弁論終結時までの経緯や事情を全体として総合考慮して判断すべきことは、当審による訂正後の「事実及び理由」第3の2(2)アにおいて判示したとおりである。これと異なる控訴人らの上記主張は採用することができない。

イ 控訴人らは、上記の判示に係る総合判断を行うとしても、一般人の宗教意識に照らして本件施設の設置を許容するには、①本件委員会等が取りまとめた案に近づけ、本件施設のフェンス等を除去してより開放的なものとするか、②釋奠祭禮の式次第から宗教的部分を取り除くか、③補助参加人の閉鎖的性格（会員資格の限定）を変容させるかのいずれかをしなければ、公園内の公共的施設としての性格は得られず、宗教団体が管理運営する宗教的施設でなされる宗教的儀式を公的な公園で恒常的に実施することは、使用態様について何らかの差異や工夫を設けるのでなければ、限度を超えた便宜の供与である旨主張する。

しかし、本件施設が宗教性を有し、補助参加人が宗教団体に該当する一方で、本件設置許可がされるに至った経緯（本件施設を松山公園の一部に設置することには、それに相応しい歴史的文化的な背景が存在し、那覇市のまちづくりの基本方針等にも合致することから、本件設置許可は、本件施設がこのような歴史・文化の保全や観光振興等に資することに着目して、これを公園施設の一部として用いるという世俗的・公共的な目的の下に行われたことなど）や、本件土地の提供及び占用の態様等（本件土地につき廉価とはいえない使用料を負担する一方で、一般市民への無料開放がされていることなど）の諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すれば、本件設置許可が特定の宗教に対する援助・助成に当たるものとはいえないことは、同第3の2(2)イないしオにおいて判示したとおりであって、更に控訴人ら主張の上記①ないし③の措置が採られない限り上記援助・助成に当たると評価すべきであるとまではいえない。したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

このほか、控訴人らが本件設置許可の違憲性について主張するところも上記結論を左右するものとはいえない。

(2) 争点(2)イ (本件減免処分の違憲性等) について

控訴人らは、①「久米崇聖会 減免申請調査事項」と題する文書（乙51）には那覇市税条例71条1項2号の記載がないことや、被控訴人市が原審における審理の最中に初めて本件減免処分に係る根拠規定の記載が誤記であると主張して更正処分を行ったことからすれば、被控訴人市は同項4号に基づいて固定資産税の減免処分を行う認識を持っていた可能性が濃厚であること、②処分理由の教示は市における財政民主主義を担保して市長の恣意的運用を統制するという重要な役割を担っており、仮にその教示の誤りが看過されて授益的処分が恣意的ないし不当に行われることとなれば、市民が不利益を被ること、③本件減免処分が行われてから3年が経過しても根拠条項の誤記だとしてその性質を変更できるとするのは余りに便宜的に過ぎるなどとして、本件減免処分は無効である旨主張する。

しかし、上記①については、当審による訂正後の原判決の「事実及び理由」第3の2(3)イにおいて判示したとおり、本件減免処分が従前の「その他減免」（那覇市税条例71条1項4号）ではなく、「公益減免」（同項2号）に基づいてされたものであり、同文書やこれを前提とする本件減免処分の通知書における同項4号との記載が誤記であることは明らかであり、他に被控訴人市が同号に基づいて本件減免処分を行う認識を有していたと認めるに足りる的確な証拠はない（そのため、当該誤記の訂正に係る更正処分によって本件減免処分の性質が変更されたとする上記③の主張は、その前提を欠くものといわざるを得ない。）。また、上記②については、本件減免処分に当たって上記文書のとおり公益減免を前提とする調査検討がされ、その旨の決裁がされていること（乙50、51）や、最終的な適用条項以外の点について誤りがあるとは認められないことを踏まえれば、上記の誤記の存在は、行政庁の判断の恣意性を直ちに示すものとはいえず、また、不服申立ての便宜を与えるという理

由提示の趣旨を害すものともいえない。

したがって、控訴人らの上記主張はいずれも採用することができない。

3 結論

以上によれば、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は正当であり、本
件各控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり
判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官

谷 豊

裁判官

下 和弘

裁判官

吉賀朝哉